

JGAP

ジェイギャップ

(Japan Good Agricultural Practice)

JGAP と他の GAP との 同等性認証に関する細則

制定日：2013年04月01日

特定非営利活動法人 日本GAP 日本GAP協会

1. 目的

この細則は、JGAPと他のGAPとの同等性認証に関する手続き、及び「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」を審査基準としたJGAP審査・認証の方法を規定したものである。

2. 関連文書

「JGAP総合規則2013」

※この細則の上位文書となる。

3. 用語の定義と説明

この細則で用いる主な用語の定義と説明を以下に示す。

3.1 JGAP 同等性認証

3.2 に示す JGAP 基準文書と他の GAP の基準文書が同等であることを認証することをいう。

3.2 JGAP基準文書

JGAPの審査における適合性を判断する文書のこと。同等性の対象となり得るJGAP基準文書には以下の文書がある。

- (1) JGAP農場用 管理点と適合基準（青果物）
- (2) JGAP農場用 管理点と適合基準（穀物）
- (3) JGAP農場用 管理点と適合基準（茶）
- (4) JGAP団体事務局用 管理点と適合基準

上記文書は版数または発行年月日により識別される。

3.3 「JGAP 同等性認証を得た GAP 基準文書」

JGAP 基準文書と同等の内容を有することを、日本 GAP 協会の技術委員会で判定され、日本 GAP 協会の理事会が承認した他の GAP の基準文書。他の GAP には、例えば、地方自治体・JA・流通業者等が作成したものがある。

4. 一般要求

4.1 他のGAPの著作権者の条件

JGAP同等性認証を得ようとする他のGAPの基準文書の著作権者（以後、申請者）は、個人、法人または自治体であることが求められる。

4.2 言語

本活動にかかわる活動で使用する言語は日本語又は英語とする。但し、日本GAP協会は必要に応じて当該情報について、日本語への翻訳を求めることがある。

5. 他のGAPの基準文書がJGAP同等性認証を得るまでの流れ

5.1 申請

申請者は、「JGAP同等性認証 申請書」（様式1）に必要事項を記入し、以下の資料を添えて日本GAP協会まで申請する。

- (1) JGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書とその著作権番号
- (2) JGAP基準文書とJGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書との比較表
(「JGAP同等性認証 比較表」(様式2)に記入のこと)

5.2 受付

日本GAP協会は、申請に係る文書を確認し、JGAP同等性認証手続きに移行できると判断した場合には受付を受理し、別途日本GAP協会のホームページに示す料金表に規定された申請料を請求する。なお、申請料には試行現地審査料金を含む。試行現地審査の旅費・交通費は別途請求する(5.5試行現地審査 参照)。また、申請料金は、JGAP同等性認証を得られなかったとしても返還はしない。

*注記1) 申請者は受付の段階で、試行現地審査を実施する農場・団体を確保しておくこと。(5.5試行現地審査 参照)

*注記2) 申請者は受付の段階で、試行現地審査を実施するJGAP審査・認証機関を確保しておくことが望ましい。(5.5試行現地審査 参照)

5.3 書類審査

日本GAP協会の事務局が、JGAP基準文書とJGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書との同等性について確認し、「JGAP同等性認証 書類確認報告書」(様式3)を作成し、申請者に通知する。その中で他のGAPに対して修正を求めることがある。

5.4 パブリックコメント

5.3の書類審査を通ったJGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書とその比較表について、日本GAP協会のホームページ上で公開し、パブリックコメントを募集する。日本GAP協会の技術委員会は、比較表及びパブリックコメントの内容を審議し、その結果、他のGAPに対して修正を求めることがある。

5.5 試行現地審査

- (1) 日本GAP協会の技術委員会の管理の下で、JGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書を審査基準とし、日本GAP協会が指定するJGAP審査員による試行現地審査(Witness Assessment)を実施する。

日本GAP協会の事務局は、試行現地審査に立会い、審査終了後のJGAP審査員のコメントも併せて、「JGAP同等性認証 試行現地審査結果/判定結果」(様式4)に試行現地審査結果を記録し、日本GAP協会の技術委員会に報告し、最終的に技術委員長が同等性を判定する。日本GAP協会の事務局の立会い要員は1名を基本とする。

- (2) 判定の結果は、「JGAP同等性認証 試行現地審査結果/判定結果」(様式4)に記録して申請者に通知する。問題があった場合には、申請者に対して以下の対応を要求することがある。

- 1)申請書類の修正と再提出

- 2)上記の要求に加えて、試行現地審査の再実施

- (3) 申請者は、試行現地審査終了後、日本GAP協会に対し以下を支払う。

審査員の旅費、宿泊費

*注記) 上記は、試行現地審査の再実施の場合も含む。

(4)申請者は、試行現地審査終了後、日本GAP協会に対し、立会いした日本GAP協会の要員の旅費、宿泊費を支払う。(以下、条件)

・交通費

日本GAP協会の所在地(東京都千代田区紀尾井町3-29)を起点・終点とした実費鉄道利用については特急・指定席の利用を可能とする。航空機利用についてはエコノミークラスを原則とする。

・宿泊費

実費、但し10,000円/泊/人を上限とする。

*注記) 上記は、試行現地審査の再実施の場合も含む。

5.6 理事会への推薦

5.4、5.5の結果に基づき日本GAP協会の技術委員会が同等性があると判定したときは、日本GAP協会の技術委員長は、JGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書を「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」とするように理事会に推薦する。

5.7 理事会での承認

(1) 日本GAP協会理事会においてJGAP同等性認証を希望する他のGAPの基準文書は「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」として承認される。

(2) 承認された「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」の申請者には、「JGAP同等性認証認証書」(様式5)を発行し、申請者に付与する。

5.8 周知

日本GAP協会は、ホームページ上で承認された「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」を公表し、同時にJGAP審査・認証機関に通知する。その際、「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」を日本GAP協会のホームページから入手可能とする。

6. 「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」を使用したJGAP認証の取得方法

6.1 審査・認証の原則

審査・認証業務の全ては、「JGAP総合規則2013」に則り実施される。審査・認証は、日本GAP協会が認定したJGAP審査・認証機関と、日本GAP協会に登録されたJGAP審査員にて実施されなければならない。

6.2 審査・認証の方法

審査は、「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」を審査基準として実施される。団体審査で、「JGAP団体事務局用 管理点と適合基準」との同等性の承認を得た基準文書がない場合には「JGAP団体事務局用 管理点と適合基準」を団体統治の審査基準として使用する。

6.3 審査・認証の流れ

「JGAP総合規則2013」 “8.JGAP審査・認証の流れ” に従う。

6.4 JGAP認証書の記載事項

「JGAP総合規則2013」 “7.4認証日、有効期限及び認証書の記載事項” に従う。認証書への記載事項において、通常のJGAP認証と異なる点は審査基準だけであり、特にその他のGAPのロゴマークや固有の識別番号を記載する必要はない。

6.5 JGAP同等性認証を得たGAPの認証書について

その他のGAPの著作権者が、審査を実施する審査・認証機関と相談の上、その他のGAPの認証書の発行及びその内容を決定する。

7. 「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」の有効期限、及び更新

7.1 有効期限

「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」の有効期限は、対応するJGAP基準文書の版の有効期限が移行期間を含めて終了するまでとする。

7.2 更新

JGAP基準文書が新たな版になった場合、「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」は移行期間を含めて有効期限が切れるまでに新たな同等性に関する手続きを実施して同等性の更新を実施する必要がある。

その場合、原則として、5. 「JGAP同等性認証を得たGAP基準文書」が承認されるまでの手続きを踏襲する必要があるが、改訂内容が軽微である場合等、日本GAP協会技術委員長の判断で「試行現地審査」を省略することもできる。

8. JGAP と他の GAP との同等性認証における審査・認証等に係る費用と支払

(1) 審査・認証費用

通常の JGAP 審査・認証と同様、審査・認証機関が価格設定を行い、直接農場・団体へ請求を行う。

(2) 認証農場・団体登録料

通常の JGAP 審査・認証と同様、認証を受けた農場・団体は、審査・認証機関を通して日本 GAP 協会に認証農場・団体登録料を支払う。

(3) その他、他の GAP の著作権者、認証農場・団体、審査・認証機関の 3 者間で費用が発生する場合は、当事者同士で決定する。

9. JGAP マークの使用について

本細則 6.により JGAP 認証を取得した農場・団体は、通常の JGAP 認証と同様、「JGAP 総合規則 2013」 “10.JGAP マークの使用” に従って JGAP マークを適切に使用する。

附則

本細則は、2013年04月01日より有効となる。

特定非営利活動法人 日本 GAP 協会
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3番29号 日本農業研究所ビル4階
TEL:03-5215-1112 FAX:03-5215-1113